

第1回 横浜市南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業 横浜市PFI事業審査委員会議事要旨	
日 時	平成22年2月16日（水） 15時00分～17時15分
開催場所	関内駅前第一ビル202 特別会議室
出席者	委員 5名（委員については、入札公告時に示します） 事業所管局（環境創造局） 高橋設備課長、芦澤担当係長 ほか 事務局（共創推進事業本部） 嶋田担当課長、田中担当係長 ほか
欠席者	1名
開催形態	非公開
議題	審議内容 1. 実施方針について 2. 要求水準書（案）について 3. モニタリング基本計画書（案）について
議 事	■委員発言要旨 1. 実施方針について ○残渣物の処理については実施方針にも記載すべきではないか。 →実施方針に記載する。 ○国内排出権取引制度等が整備された時など、燃料化物の環境価値が変化したときの対応を記載すべきではないか。 →燃料化物の環境価値が将来大きく変動した場合には、市と事業者間で協議を行う旨を記載する。 2. 要求水準書（案）について ○温室効果ガス排出量の計算根拠を示さないと、提案者が計算できないのではないか。 →要求水準書（案）に計算根拠を示す。 ○燃料化全体を考えると脱水機も含めて事業範囲に含めることもありえるのではないか。 →脱水機については部分的な更新を行っているため、事業範囲から除いている。 ○有効利用する過程での温室効果ガスの削減量について、どのように考えているのか。 →各過程での温室効果ガスの削減量については、落札者決定基準にて考慮する。 ○燃料化物は一度市で引き取った後、事業者が市から買い取ることになっているが、値段の設定などは行うのか。 →市からは買い取り価格の下限を示し、価格は事業者からの提案による。

	○副産物が発生した場合の処分費を示したほうがよいのではないか。 →副産物の種類によって処分費が大きく異なるため、その処分に当たっての方法、金額については、事業者から提案を求めることとする。 ○モニタリング計画で、事業者から市への提出を求めている資料があるが、提出を求めるのであれば業務として要求水準に記載すべきである。 →要求水準書（案）に記載する。 以上
資 料	・実施方針 ・要求水準書（案） ・モニタリング基本計画書（案）